

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2015-176167

(P2015-176167A)

(43) 公開日 平成27年10月5日(2015.10.5)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06F 21/31 (2013.01)	G06F 21/20 131A	5J104
G06F 21/44 (2013.01)	G06F 21/20 144C	
H04L 9/32 (2006.01)	G06F 21/20 144D	
G09C 1/00 (2006.01)	H04L 9/00 675B	
	G09C 1/00 640E	

審査請求 有 請求項の数 9 O L 外国語出願 (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2014-49573 (P2014-49573)
 (22) 出願日 平成26年3月13日 (2014. 3. 13)

(71) 出願人 511022096
 キーパスコ アーベー
 Keypasco AB
 スウェーデン, エスイー-411 ゴッテ
 ンブルグ 15
 SE-411 15 Gothenbur
 g, Sweden
 (74) 代理人 100096091
 弁理士 井上 誠一
 (72) 発明者 林 茂聰
 台湾台北市内湖区内湖路二段103巷10
 3之1號9樓
 (72) 発明者 ペール スキゲブイエルグ
 スウェーデン ゴッテンプルグ エスイー
 -411 18 マガシンスガタン 24
 Fターム(参考) 5J104 AA07 KA05 PA07

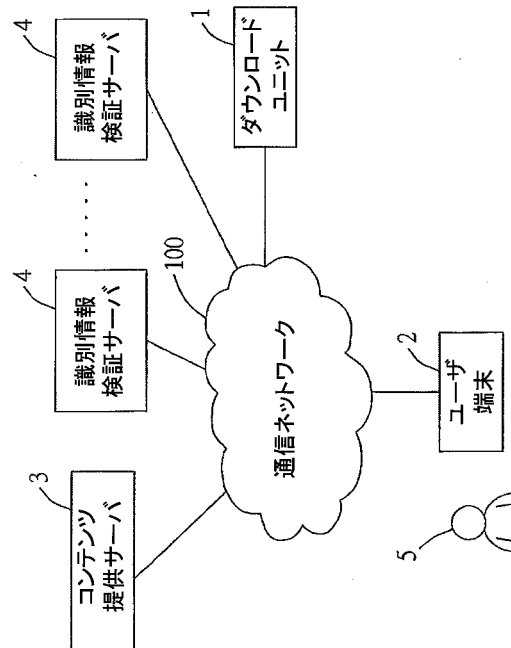
(54) 【発明の名称】 ユーザ識別情報を安全に検証するためのネットワーク認証方法

(57) 【要約】

【課題】ユーザの識別情報を安全に検証するためのネットワーク認証方法を提供する。

【解決手段】ネットワーク認証方法において、コンテンツ提供サーバ(3)はダウンロードユニット(1)からダウンロードした非対称秘密鍵によって署名された暗号化されたウェブアドレスを識別情報検証サーバ(4)から取得するため、ユーザ端末(2)を識別情報検証サーバ(4)へリダイレクトする。ユーザ端末(2)は、ダウンロードユニット(1)からダウンロードした暗号化されたウェブアドレス及び非対称公開鍵に基づき、識別情報検証サーバ(4)が、現在、識別情報を検証するために有効であると判定されると、ユーザ端末(2)に紐づくハードウェアスキャンデータを識別情報検証サーバへ送信する。識別情報検証サーバ(4)は、ハードウェアスキャンデータ及び予め記憶された参照ハードウェアスキャンデータとの関連に基づき、ユーザ端末(2)の識別情報を検証する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ユーザ端末、ダウンロードユニット、コンテンツ提供サーバ、及び前記ユーザ端末のユーザ識別情報を安全に検証するための複数の識別情報検証サーバにより実行されるネットワーク認証方法であって、

a) 前記ユーザ端末は、前記ダウンロードユニットから、スキャンプログラム、及び非対称公開鍵をダウンロードするステップ a) と、

b) 各々の前記識別情報検証サーバは、非対称秘密鍵によって署名され、暗号化された前記識別情報検証サーバのウェブアドレスを含む各々の暗号化情報のセットを、ダウンロードユニットからダウンロードし、前記ユーザ端末に紐づき前記ユーザのユーザ識別子と一意に対応する参照ハードウェアスキャンデータを記憶するステップ b) と、

c) 前記コンテンツ提供サーバへアクセスするための前記ユーザ端末からのユーザログイン要求に応答し、前記コンテンツ提供サーバは、第 1 の通信リンクを介して、1 つの前記識別情報検証サーバに、前記ユーザの前記識別情報が検証を要する検証通知を送信し、第 2 の通信リンクを介して、当該 1 つの前記識別情報検証サーバと接続するために前記ユーザ端末をリダイレクトするステップ c) と、

d) 当該 1 つの前記識別情報検証サーバは、前記第 2 の通信リンクを介して、前記ユーザ端末に、ステップ b) においてダウンロードした前記各々の暗号化情報のセットを送信するステップ d) と、

e) 前記ユーザ端末は、少なくともステップ d) において送信された前記各々の暗号化情報のセット、及びステップ a) においてダウンロードした非対称公開鍵に基づき、当該 1 つの前記識別情報検証サーバが、現在、識別情報を検証するために有効か否かを判定するステップ e) と、

f) 当該 1 つの前記識別情報検証サーバは、現在、識別情報を検証するために有効であると判定すると、前記ユーザ端末は、前記ユーザ端末に紐づくハードウェアスキャンデータを取得するために、ステップ a) においてダウンロードしたスキャンプログラムを実行し、前記第 2 の通信リンクを介して、取得した前記ハードウェアスキャンデータを、当該 1 つの前記識別情報検証サーバへ送信するステップ f) と、

g) 当該 1 つの前記識別情報検証サーバは、ステップ f) において前記ユーザ端末から受信した前記ハードウェアスキャンデータとステップ b) において記憶した前記参照ハードウェアスキャンデータとの関連に基づき、前記ユーザの前記識別情報の検証をし、コンテンツ提供サーバへ検証結果を通知するステップ g) と、

を含むことを特徴とするネットワーク認証方法。

【請求項 2】

前記ユーザ端末は、各々一意な識別コードを有する複数のハードウェアコンポーネントを含み、ステップ a) とステップ b) との間に、更に、

前記ユーザ端末は、前記参照ハードウェアスキャンデータとして機能する各々の前記ハードウェアコンポーネントの前記識別コードを取得するために、前記ユーザ端末の前記ハードウェアコンポーネントをスキャンするための前記スキャンプログラムを実行し、前記参照ハードウェアスキャンデータを、ステップ b) において記憶するため各々の前記識別情報検証サーバへ送信するステップを含むことを特徴とする請求項 1 に記載のネットワーク認証方法。

【請求項 3】

前記ユーザ端末を前記コンテンツ提供サーバに登録する間、

前記ユーザ端末は、ステップ a) において、前記ダウンロードユニットから、前記スキャンプログラム、及び前記非対称秘密鍵をダウンロードし、ステップ b) において、各々の前記識別情報検証サーバは、前記ダウンロードユニットから各々の前記暗号化情報をダウンロードし、前記参照ハードウェアスキャンデータを記憶することを特徴とする請求項 2 に記載のネットワーク認証方法。

【請求項 4】

10

20

30

40

50

ステップc)において、当該1つの前記識別情報検証サーバは、前記コンテンツ提供サーバによって決定されることを特徴とする請求項1に記載のネットワーク認証方法。

【請求項5】

ステップc)において、当該1つの前記識別情報検証サーバは、前記ユーザ端末によって決定されることを特徴とする請求項1に記載のネットワーク認証方法。

【請求項6】

ステップc)において、

c1)前記ユーザ端末からの前記ログイン要求に応答し、前記コンテンツ提供サーバは、前記ユーザ端末に、各々の前記識別情報検証サーバを表す選択項目のリストを含む選択要求を送信するサブステップc1)と、

c2)前記コンテンツ提供サーバは、前記ユーザ端末から、当該1つの前記識別情報検証サーバを表す、要求された1つの前記選択項目を示す選択応答を受信するサブステップc2)と、

c3)前記コンテンツ提供サーバは、前記ユーザ端末からの選択応答に従って、当該1つの前記識別情報検証サーバと接続するために、前記ユーザ端末をリダイレクトするサブステップc3)と、

を含むことを特徴とする請求項5に記載のネットワーク認証方法。

【請求項7】

ステップe)において、

前記ユーザ端末は、前記非対称公開鍵を使用し、暗号化されたウェブアドレスを復号でき、前記暗号化されたウェブアドレスの復号が成功すると、前記ユーザ端末は、当該1つの前記識別情報認証サーバが、現在、識別情報を検証するために有効であると判定することを特徴とする請求項1に記載のネットワーク認証方法。

【請求項8】

ステップb)において、各々の前記識別情報認証サーバによりダウンロードした各々の前記暗号化情報のセットは、更に、前記識別情報認証サーバに紐づく暗号化された認証期間を含み、

ステップe)は、更に、

e1)前記ユーザ端末は、前記非対称公開鍵を使用し、当該1つの前記識別情報認証サーバに紐づく、前記暗号化されたウェブアドレス及び前記暗号化された認証期間が、正しく復号されたか否かを判定するサブステップe1)と、

e2)前記暗号化されたウェブアドレス及び前記暗号化された認証期間の復号に成功すると、前記ユーザ端末は、現在の日付が、当該1つの前記識別情報認証サーバに紐づく復号化された認証期間内か否かを判定するサブステップe2)と、

e3)現在の日付が、当該1つの前記識別情報認証サーバと紐づく復号化された認証期間内と判定すると、前記ユーザ端末は、当該1つの前記識別情報認証サーバが、現在、識別情報を検証するために有効であると判定するサブステップe3)と、

を含むことを特徴とする請求項1に記載のネットワーク認証方法。

【請求項9】

ステップe)において、更に、

e4)現在の日付が、当該1つの前記識別情報認証サーバに紐づく復号化された認証期間外の場合、前記ユーザ端末は、前記ダウンロードユニットに、当該1つの前記識別情報認証サーバと紐づく認証期間が、既に期限が過ぎている旨の期限切れ通知を送信するサブステップe4)

を含むことを特徴とする請求項8に記載のネットワーク認証方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、ネットワーク識別認証に関し、特にユーザ識別情報を安全に検証するためのネットワーク認証方法に関する。

10

20

30

40

50

【背景技術】

【0002】

現在、クラウドサービスのような様々なインターネットサービスが、ますます普及しつつある。このようなインターネットサービスをセキュアなものとするために、ユーザ識別情報の認証は必要不可欠である。

【0003】

しかしながら、インターネットユーザ及びインターネット犯罪の数が増え続け、また、犯罪技術が絶えず進歩しているため、例えば、インターネットコンテンツプロバイダ（ICP）は、各ユーザに、公開鍵暗号基盤（PKI）証明書をもつ USB デバイス、ICカードやダイナミックトークンなどの身元認証デバイスを提供する必要がある。 10

【0004】

このため、個人化、分配、及びトラブルシューティングのための顧客サービスのコストが無視できない。さらに、種々の ICP 毎にユーザ ID やパスワードを覚える必要があること、また、種々の ICP 毎に異なる識別情報認証デバイスを所有する必要があることは、ユーザにとって非常に不便である。また、種々の ICP に対するユーザ身元認証の投資の重複が生ずるのである。

【0005】

関連分野の先行技術は、米国特許第 8200811 号、米国特許出願公開第 2011/0078439 号、米国特許出願公開第 2006/0080352 号において開示されている。 20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献 1】米国特許第 8200811 号明細書

【特許文献 2】米国特許出願公開第 2011/0078439 号明細書

【特許文献 3】米国特許出願公開第 2006/0080352 号明細書

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

したがって、本発明の目的は、上述した従来技術の問題点を克服する、ユーザの識別情報を安全に検証するためのネットワーク認証方法、を提供することにある。 30

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明によれば、ユーザ端末、ダウンロードユニット、コンテンツ提供サーバ、及び前記ユーザ端末のユーザ識別情報を安全に検証するための複数の識別情報検証サーバにより実行されるネットワーク認証方法が提供される。ネットワーク認証方法は、a) 前記ユーザ端末は、前記ダウンロードユニットから、スキャンプログラム及び非対称公開鍵をダウンロードするステップ a) と、b) 各々の前記識別情報検証サーバは、非対称秘密鍵によって署名され、暗号化された前記識別情報検証サーバのウェブアドレスを含む各々の暗号化情報のセットを、ダウンロードユニットからダウンロードし、前記ユーザ端末に紐づき前記ユーザのユーザ識別子と一意に対応する参照ハードウェアスキャンデータを記憶するステップ b) と、c) 前記コンテンツ提供サーバへアクセスするための前記ユーザ端末からのユーザログイン要求に回答し、前記コンテンツ提供サーバは、第 1 の通信リンクを介して、1 つの前記識別情報検証サーバに、前記ユーザの前記識別情報が検証を要する検証通知を送信し、第 2 の通信リンクを介して、当該 1 つの前記識別情報検証サーバと接続するために前記ユーザ端末をリダイレクトするステップ c) と、d) 当該 1 つの前記識別情報検証サーバは、前記第 2 の通信リンクを介して、前記ユーザ端末に、ステップ b) においてダウンロードした前記各々の暗号化情報のセットを送信するステップ d) と、e) 前記ユーザ端末は、少なくともステップ d) において送信された前記各々の暗号化情報のセット、及びステップ a) においてダウンロードした非対称公開鍵に基づき、当該 1 つの前 40 50

記識別情報検証サーバが、現在、識別情報を検証するために有効か否かを判定するステップ e) と、 f) 当該 1 つの前記識別情報検証サーバは、現在、識別情報を検証するために有効であると判定すると、前記ユーザ端末は、前記ユーザ端末に紐づくハードウェアスキャンデータを取得するために、ステップ a) においてダウンロードしたスキャンプログラムを実行し、前記第 2 の通信リンクを介して、取得した前記ハードウェアスキャンデータを、当該 1 つの前記識別情報検証サーバへ送信するステップ f) と、 g) 当該 1 つの前記識別情報検証サーバは、ステップ f) において前記ユーザ端末から受信した前記ハードウェアスキャンデータとステップ b) において記憶した前記参照ハードウェアスキャンデータとの関連に基づき、前記ユーザの前記識別情報の検証をし、コンテンツ提供サーバへ検証結果を通知するステップ g) と、を含む。

10

【図面の簡単な説明】

【 0 0 0 9 】

【図 1】本発明の好適な実施形態に係るネットワーク認証方法を実行するために構成されたネットワーク認証システムシステムを示す概略ブロック図である。

【図 2】好適な実施形態のネットワーク認証方法の登録処理を示すフローチャートである。

【図 3】好適な実施形態のネットワーク認証方法のログイン処理を示すフローチャートである。

【図 4】好適な実施形態において、認証情報の検証を実行するために 1 つの識別情報検証サーバを決定する手続きを示す処理のフローチャートである。

20

【図 5】好適な実施形態において、ユーザ端末が、認証情報の検証を実行するために当該 1 つの識別情報検証サーバが、現在、有効か否かを判定する手続きを示す処理のフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

【 0 0 1 0 】

本発明のその他の特徴や効果は、図面を参照しながら以降に詳述する好適な実施形態において明らかになる。

【 0 0 1 1 】

図 1 を参照すると、本発明の好適な実施形態によれば、ユーザ 5 の識別情報を安全に検証するためのネットワーク認証方法を実行するために、ネットワーク認証システムが利用される。

30

【 0 0 1 2 】

ネットワーク認証システムは、ダウンロードユニット 1、ユーザ 5 が所有するユーザ端末 2、コンテンツ提供サーバ 3 (例えば、インターネットコンテンツプロバイダ又は I C P)、及び複数の認証情報検証サーバ 4 を含む。

【 0 0 1 3 】

模範的用途のために、ユーザ端末 2 は、ユーザ 5 が所有するノートブックコンピュータ、スマートフォン、P D A などのインターネットブラウジングやデータ通信が可能な電子デバイスが好ましい。

【 0 0 1 4 】

ユーザ端末 2 は、中央処理装置、基本入力/出力システム (B I O S) ユニット、記憶装置、通信インターフェース、マザーボードなどの図示しない複数のハードウェアコンポーネントを含み、各々が一意な識別コードを有する。

40

【 0 0 1 5 】

コンテンツ提供サーバ 3 は、ネット銀行サーバ、オンラインゲームサーバ、又はポータルウェブサイトのような識別情報の検証を必要とするネットワークサービスを提供するその他のサーバでよい (但し、これらに限定されない)。

【 0 0 1 6 】

識別情報検証サーバ 4 は、理想的には、サードパーティ検証を行うためにダウンロードユニット 1 により許可された、グーグル (登録商標)、ヤフー (登録商標)、フェースブ

50

ック（登録商標）などのようなソーシャルネットワークのウェブサイトでよい（但し、これらに限定されない）。

【0017】

ダウンロードユニット1は、少なくとも、1つのスキャンプログラム、1組の非対称公開鍵及び非対称秘密鍵、及び識別情報検証サーバ4の各々に対応する暗号化情報のセットを記憶するための図示しないデータベースユニット、を含む。

【0018】

各々の暗号化情報のセットは非対称秘密鍵で署名されており、各々対応する1つの識別情報検証サーバ4の暗号化されたウェブアドレスを含む。

【0019】

特に、各々の暗号化情報のセットは、デジタル署名を生成するために非対称秘密鍵により処理されている。そして、非対称公開鍵は、デジタル署名を検証するために使用される。

【0020】

ダウンロードユニット1、ユーザ端末2、コンテンツ提供サーバ3、及び識別情報検証サーバ4は、通信ネットワーク100と接続されている。

【0021】

図1、2を参照する。ダウンロードユニット1は、ユーザ端末2及びコンテンツ提供サーバ3と協働し、本発明に係る好適な実施形態のネットワーク認証方法の登録処理を実行する。

【0022】

好適な実施形態のネットワーク認証方法の登録処理は、次のステップを含む。

登録処理の前に、各々の識別情報検証サーバ4は、ダウンロードユニット1から各々の暗号化情報のセットをダウンロードするために、通信ネットワーク100を介して、ダウンロードユニット1と接続されている点に留意すべきである。

【0023】

ステップS21において、ユーザ5は、コンテンツ提供サーバ3が提供するウェブサイト上で、図示しないユーザ入力インターフェースを用いて、ユーザ識別子として機能するユーザID及びパスワードを入力する。そして、ユーザID及びパスワードは、通信ネットワーク100を介して、ユーザ端末2からコンテンツ提供サーバ3へ送信される。

【0024】

ステップS22において、ユーザID及びパスワードの受信に応答して、コンテンツ提供サーバ3は、ユーザID及びパスワードが正しいか否かをチェックする。

正しければ、ステップS23に進む。そうでなければ、コンテンツ提供サーバ3は、ユーザ端末2の図示しない表示デバイスに表示するためのエラーメッセージをユーザ端末2へ送信する（ステップS20）。

【0025】

ステップS23において、コンテンツ提供サーバ3は、ダウンロードユニット1と接続するために、ユーザ端末2をリダイレクトする。

【0026】

ステップS24において、ダウンロードユニット1は、ユーザ端末2がダウンロードユニット1からスキャンプログラム及び非対称公開鍵をダウンロードできるようにする。

【0027】

ステップS25において、ユーザ端末2がスキャンプログラム及び非対称公開鍵を記憶した後、ユーザ端末2は、スキャンプログラムを実行し、ハードウェアコンポーネントの識別コードを取得するためにユーザ端末2のハードウェアコンポーネントをスキャンし、取得したハードウェアコンポーネントの識別コードに従って参照ハードウェアスキャンデータを規定する。

【0028】

参照ハードウェアスキャンデータは、ユーザ端末2と紐づき、また、ユーザ5のユーザ

10

20

30

40

50

識別子と一意に対応している。

【0029】

ステップS26において、ユーザ端末2は、通信ネットワーク100を介して、参照ハードウェアスキャンデータを各々の識別情報検証サーバ4へ送信し、各々の識別情報検証サーバ4は、ユーザ端末2から受信した参照ハードウェアスキャンデータを記憶する。

【0030】

図1、3を参照する。ネットワーク認証システムは、好適な実施形態のネットワーク認証方法のログイン処理を実行する。

好適な実施形態のネットワーク認証方法のログイン処理は、次のステップを含む。

【0031】

ステップ31において、ユーザ5は、コンテンツ提供サーバ3により提供されるサービスウェブサイト上で、ユーザ端末2のユーザ入力インターフェースを用いて、ユーザID及びパスワードを入力し、ユーザ端末2は、通信ネットワーク上の第1の通信リンクを介して、ユーザID及びパスワードを、コンテンツ提供サーバ3へ送信する。

【0032】

ステップ32において、ユーザ端末2からのユーザID及びパスワードの受信にตอบสนองして、コンテンツ提供サーバ3は、ユーザID及びパスワードが正しいか否かチェックする。正しければ、ステップS33に進む。そうでなければ、コンテンツ提供サーバ3は、ユーザ端末2の表示デバイスに表示するためのエラーメッセージを、ユーザ端末2に送信する(ステップS30)。

【0033】

ステップS33において、コンテンツ提供サーバ3は、ユーザ5の識別情報の検証を要する旨の検証通知を、1つの識別情報検証サーバ4へ送信する。

コンテンツ提供サーバ3は、更に、第1の通信リンクから分離されている第2の通信リンクを介して、当該1つの識別情報検証サーバ4と接続するため、ユーザ端末2をリダイレクトする。

【0034】

注意されたいのが、ある実施形態においては、当該1つの識別情報検証サーバ4は、コンテンツ提供サーバ3により決定されるが、別の実施形態においては、当該1つの識別情報検証サーバ4は、ユーザ5によって決定される。

【0035】

更に図4を参照すると、識別情報を検証するための1つの識別情報検証サーバ4が、ユーザ5により決定される手順を示す処理が示されている。

【0036】

サブステップS41において、コンテンツ提供サーバ3は、各々の識別情報検証サーバ4を表す選択項目のリストを含む選択要求を、ユーザ端末2へ送信する。

【0037】

コンテンツ提供サーバ3からの選択要求にตอบสนองして、ユーザ端末2は、該当する1つの識別情報検証サーバ4を表す、要求された1つの選択項目を示す選択応答を、コンテンツ提供サーバ3へ送信する(サブステップS42)。

【0038】

したがって、コンテンツ提供サーバ3は、選択応答に従って、識別情報を検証するための該当する1つの識別情報検証サーバ4を決定する(サブステップS43)。

【0039】

ステップS34において、コンテンツ提供サーバ3からの検証通知の受信にตอบสนองして、当該1つの識別情報検証サーバ4は、識別情報検証サーバ4に記憶された暗号化情報のセットを、第2の通信リンクを介して、ユーザ端末2へ送信する。

【0040】

ステップS35において、当該1つの識別情報検証サーバ4から暗号化情報のセットを受信すると、ユーザ端末2は、暗号化情報のセット及び登録処理のステップS24におい

10

20

30

40

50

て記憶した非対称公開鍵に基づき、当該1つの識別情報検証サーバ4が、現在、識別情報を検証するために有効であるか否かを判定する。

【0041】

ある実施形態においては、ユーザ端末2は、非対称公開鍵を使用し、暗号化情報のセットのうち暗号化されたウェブアドレスを復号する。暗号化されたウェブアドレスの復号が成功すると、ユーザ端末2は、当該1つの識別情報検証サーバ4が、現在、識別情報を検証するために有効であると判定する。そして、ステップ36に進む。

【0042】

一方、暗号化情報のうち暗号化されたウェブアドレスの復号が失敗すると、ユーザ端末2によって、当該1つの識別情報検証サーバ4は、現在、識別情報を検証するために有効でない判断される。このとき、ユーザ端末2は、コンテンツ提供サーバ2に、当該1つの識別情報検証サーバ4が識別情報を検証するために有効でない旨の無効通知を送信する(ステップS40)。

10

【0043】

別の実施形態においては、ダウンロードユニット1のデータベースユニットに記憶された、1つの識別情報検証サーバ4に対応する暗号化情報のセットは、更に、その識別情報検証サーバ4に紐づく暗号化された認証期間を含む。

【0044】

更に図5を参照すると、ステップ35において、ユーザ端末2が、当該1つの識別情報検証サーバ4が、現在、識別情報を検証するために有効であるか否かを判定する手続を示す処理が示されている。

20

【0045】

サブステップS51において、ユーザ端末2は、当該1つの識別情報検証サーバ4の暗号化されたウェブアドレス及び暗号化された認証期間(すなわち、暗号化情報のセット)が、非対称公開鍵を使用して正しく復号されるか否かを判定する。正しく復号されない場合、図3のステップS40に進む。一方、当該1つの識別情報検証サーバ4に紐づく暗号化されたウェブアドレス及び暗号化された認証期間が正しく復号すると、ユーザ端末2は、現在の日付が、当該1つの識別情報検証サーバ4に紐づく復号化された認証期間内か否かを判定する(サブステップS52)。

【0046】

その結果、認証期間内であれば、ユーザ端末2は、当該1つの識別情報検証サーバ4が、現在、識別情報を検証するために有効であると判断する(ステップS53)。その後、図3のステップS36に進む。

30

【0047】

一方、ユーザ端末2は、現在の日付が、当該1つの識別情報検証サーバ4に紐づく復号化された認証期間内ではないと判定した場合、ユーザ端末2は、ダウンロードユニット1に、当該1つの識別情報検証サーバに紐づく認証期間が、既に期限が過ぎている旨の期限切れ通知を送信する(ステップS54)。その後、図3のステップS40に進む。

【0048】

ステップS36において、ユーザ端末2は、ユーザ端末2のハードウェアコンポーネントをスキャンするためのスキャンプログラムを実行し、ユーザ端末2に紐づくハードウェアスキャンデータとして機能するハードウェアコンポーネントの識別コードを取得し、取得したハードウェアスキャンデータを当該1つの識別情報検証サーバ4へ送信する。

40

【0049】

ステップS37において、ユーザ端末2からハードウェアスキャンデータを受信すると、当該1つの識別情報検証サーバ4は、ユーザ端末2に紐づくユーザ5の識別情報を検証するために、ハードウェアスキャンデータとユーザ5の登録処理中に記憶された参照ハードウェアスキャンデータとを比較し、検証結果を、コンテンツ提供サーバ3へ送信する。

【0050】

ステップS36において取得したハードウェアスキャンデータが、当該1つの識別情報

50

検証サーバ4に記憶された参照ハードウェアスキャンデータと一致しない場合、検証結果は、ユーザ5の識別情報の検証が失敗した旨を示す。

【0051】

一方、ステップS36において取得したハードウェアスキャンデータが、当該1つの識別情報検証サーバに記憶された参照ハードウェアスキャンデータと一致した場合、検証結果は、ユーザ5の識別情報の検証が成功した旨を示す。

【0052】

ステップS38において、コンテンツ提供サーバ3は、当該1つの識別情報検証サーバ4からの検証結果に基づき、ユーザ5の識別情報が認証されたか否かを判定する。

【0053】

検証結果がユーザ5の識別情報の検証が失敗した旨を示す場合、コンテンツ提供サーバ3によって、ユーザ5の識別情報は認証されないものと判定される。その後、ステップS30へ進む。この場合、ユーザ端末2は、コンテンツ提供サーバ3によって提供されるサービスウェブサイトへのアクセスが拒否される。

【0054】

一方、検証結果が、ユーザ5の識別情報の検証が成功した旨を示す場合、コンテンツ提供サーバ3によって、ユーザ5の識別情報が認証されたものと判定される。そして、コンテンツ提供サーバ3は、コンテンツ提供サーバ3によって提供されるサービスウェブサイトと接続するため、ユーザ端末2をリダイレクトする(ステップS39)。したがって、ユーザ端末2は、サービスウェブサイトへのアクセスすることを許可される。

【0055】

要約すると、本発明に係るネットワーク認証方法は以下の利点を有する。

【0056】

(1) ユーザ端末2は、更なる識別情報の検証のために1つの識別情報検証サーバ4に動的にダイレクトされるため(すなわち、ユーザ端末2は、毎回異なる識別情報検証サーバ4にダイレクトされてもよい)、また、各々の識別情報検証サーバ4に記憶された暗号化情報のセット、及び、ユーザ端末2に記憶された非対称公開鍵は、ダウンロードユニット1からの通知に応答して、必要に応じて不規則に更新されるため、暗号化情報のセットを各々の識別情報検証サーバ4へ提供し、且つ、非対称公開鍵及びスキャンプログラムをユーザ端末2へ提供するダウンロードユニット1を用いた識別情報の検証のための複数認証が達成される。

【0057】

(2) ユーザ端末2が、ネットワーク認証方法のログイン処理のステップS36を実行する度に、ユーザ端末2は、ハードウェアコンポーネントの識別コードに従ってハードウェアスキャンデータを取得するためにスキャンプログラムを実行する。それゆえ、当該1つの識別情報検証サーバ4によりユーザの識別情報を検証する際に、引き続き使用するため取得されるハードウェアスキャンデータは、動的なデータとなる。

したがって、ネットワークコンテンツプロバイダは識別情報を認証するために追加のデバイスを用意する必要がなく、ダイナミックトークン、ICカード、またはPKI証明書を有するUSBをユーザへ提供する必要がない。また、ユーザ5も、種々のサービスウェブサイトのための追加の認証デバイスを必要としない。

【0058】

(3) ユーザ端末2は、第1の通信リンクを介して、コンテンツ提供サーバ3と接続し、第2の通信リンクを介して、1つの識別情報検証サーバ4と接続するため、第1の通信リンクと第2の通信リンクを同時に攻撃し、ユーザ端末2によって送信されるデータを盗む(及び/又は改竄する)ことは比較的困難である。

【0059】

本発明を最も実用的で好ましいと考えられる実施形態に関連して説明したが、本発明は、開示された実施形態に限定されるものではなく、最も広い解釈の精神及び範囲内に含まれる様々な変更例、及び等価な変更例を包含するように意図されていることを理解された

10

20

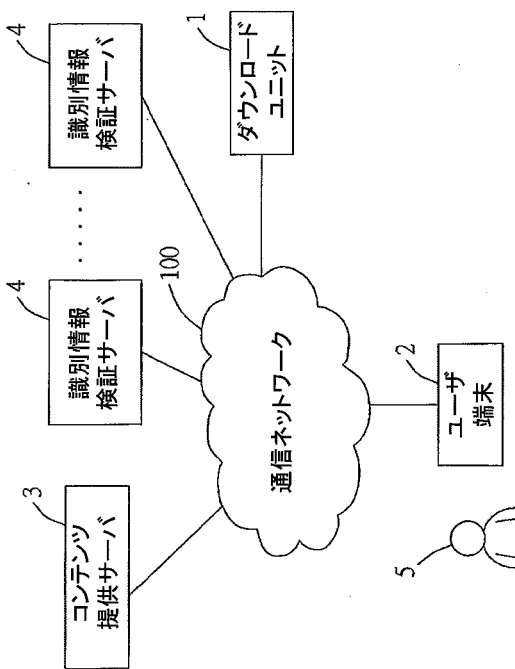
30

40

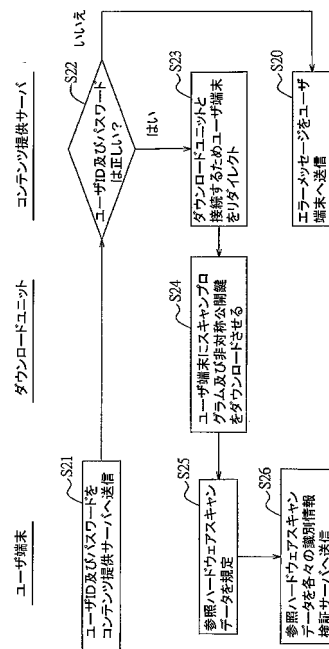
50

い。

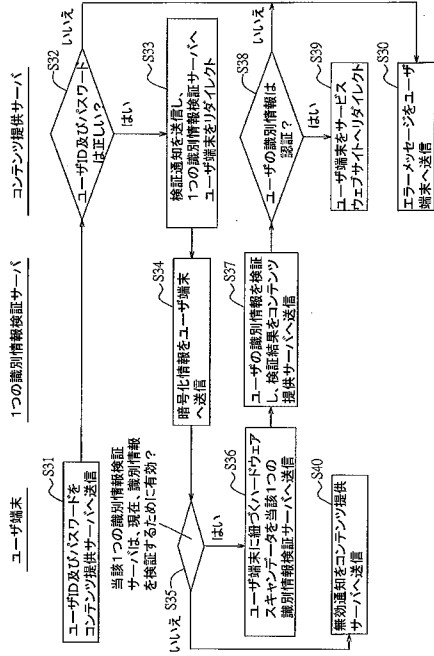
【図1】



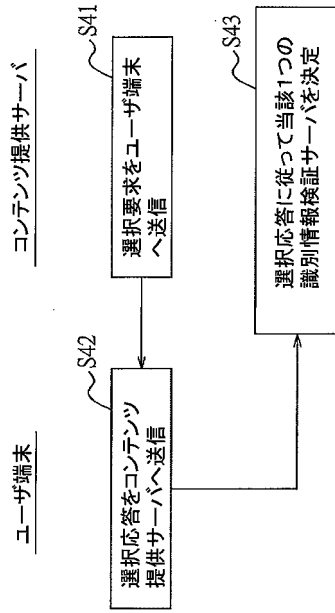
【図2】



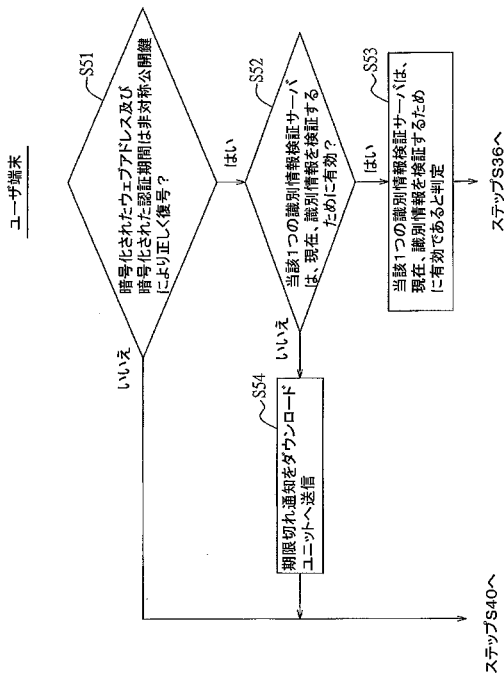
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



【外国語明細書】

2015176167000001.pdf